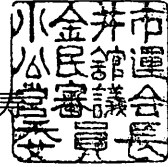


平成25年7月26日

小金井市公民館
館長 大関 勝 広 様

第31期小金井市公民館運営審議会
(代表) 委員長 佐々木 幸 夫



<他委員>

副委員長	藤井 哲彦
委員	佐野 純夫
委員	小島 敬子
委員	山田 健二
委員	立川 明子
委員	亘理 千鶴子
委員	大津 智子
委員	神島 せつ子
委員	宮澤 もと子

(仮称) 貫井北町地域センター運営等について (答申)

平成24年9月21日付小教生公発第92号にて諮問を受けました標記の件につきまして、別紙のとおり答申いたします。



答 申 書

(仮称)貫井北町地域センターの運営等について

平成25年7月

小金井市公民館運営審議会

はじめに

小金井市では、現在、貫井南センター、東センター、緑センターの三つの地域センターを有し、それぞれが地域の生涯学習拠点として、市民に活用されてきた。そして、現在、平成26年度の開館をめざして、4つ目の地域センターである「(仮称)貫井北町地域センター」の建設が進んでいる。地域センターとしては、20数年ぶりに建設される施設でもあり、地域住民はもとより、市民全体にとっても、その効果的な活用が期待されている。

(仮称)貫井北町地域センターの施設の設計については、市民の声を十分に反映した施設とするために、建設設計当初から、市民検討委員会を設置して、検討委員、専門家である設計者、行政職員の三者によって、その施設設計の在り方が検討されてきた。その結果、1階に共通ロビーと図書館、2階に公民館を配置し、市民ニーズ、利用勝手の良さ、ユニバーサルデザイン、環境への配慮の視点から施設設計がなされている。そして、現在、同センターは平成26年度の開館を控え、新しい施設をどのように効果的、効率的に運営するのかという喫緊に検討すべき課題を抱えている。

こうした中で、平成24年9月21日付けで、小金井市公民館運営審議会は、小金井市公民館長から、「(仮称)貫井北町地域センター」の運営等について諮問をいただいた。諮問事項は、①「市民協働」「公民連携」による新たな公民館運営について、②若者コーナーの在り方について、の二点である。

本審議会では、平成24年9月21日に諮問を受けてから、定例の公民館運営審議会の開催に合わせて、ほぼ月1回のペースで、約10ヶ月にわたって審議を重ねてきた。その検討結果をまとめ、ここに答申するものである。

小金井市が、本審議会の答申の趣旨を尊重して、答申を具体化し、(仮称)貫井北町地域センターがより市民のために活用されるものとなるように期待する。

目 次

1 公民館の現状と課題	1
(1) 社会教育施設としての公民館運営	1
① 社会教育施設としての公民館の運営原理 (地域性、教育専門性、公共性)	
② 変化する社会と公民館の役割 (社会の要請に応える公民館、産学公民の連携の推進)	
③ 公民館の運営形態の多様化	
(2) 小金井市の公民館運営の現状と特色ある事業運営	2
① 公民館としての全体的な統一性を保持しつつ、 各館の独自性と伝統を尊重していること	
② 企画実行委員制度により市民、行政による事業 の企画運営がなされていること。	
(3) 小金井市の行財政運営	2
2 (仮称) 貫井北町地域センターに期待される機能	3
(1) 地域住民の多様な活用拠点として	
(2) 若者の居場所、活動拠点として	
3 (仮称) 貫井北町地域センターの運営等の在り方について	3
(1) センター運営における専門性が確保されること	3
(専門的職員の配置など)	
(2) 市民協働、公民連携の理念を踏まえた運営がなされること	4
(意思決定への市民、行政の参加など)	
(3) 市民サービスの維持向上を図ること	4
(平日・土日の開館時間、手続きの簡素化など)	
(4) 小金井市の公民館事業の成果が継承されること	4
(企画実行委員など)	
(5) 十分な運営能力を持った主体が長期的に確保されること	4
(人材育成、研修など)	
4 若者コーナーの在り方について	5
(1) 若者コーナーを核とした多様な公民館活用を図ること	
(2) 皆が気軽に活用できる居場所となれるルールづくりを行うこと	
(3) 学校等の関係機関との連携した指導を行うこと	
5 まとめ ～答申の趣旨を生かした公民館運営を～	5

「(仮称) 貫井北町地域センターの運営等について」 (答申)

1 公民館の現状と課題

(1) 社会教育施設としての公民館運営

① 社会教育施設としての公民館の運営原理(地域性、教育専門性、公共性)
公民館は、教育基本法や社会教育法に基づいて設置されている社会教育施設であり、地域住民の生涯学習の拠点としての役割を果たしている。

教育基本法第3条は、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とし、一人一人が、生涯にわたって学び、自己実現を果たしていく社会が実現されるべきことを宣言している。また、教育基本法第12条では社会教育の在り方として「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」とし、第2項では、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」と規定するなど、社会教育のあり方と、国及び地方公共団体による奨励、振興の責務を定めている。

こうした教育基本法の基本理念の下に、公民館は「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」(社会教育法第20条)ものと規定され、住民のための各種講座の開設、講演会の開催、図書・記録の活用、体育・レクリエーションなどの公共的目的のために活用されてきた。

このような性格をもつ公民館の運営については、地域住民のニーズや地域が抱える課題等に取り組むために教育活動や学習活動の機会を提供すること(地域性)、それらの活動においては社会教育の自主性等に配慮した教育専門的な配慮がなされていること(教育専門性)、すべての人々のニーズや利用のために開かれた場所として運営されること(公共性)などの原則に基づいて運営されるべきものとされている。

② 変化する社会と公民館の役割(社会の要請に応える公民館、産学公民の連携の推進)

我が国の社会は、環境問題、少子高齢化、情報化、国際化などの変化に対応することが求められており、さらには、平成23年に発生した東日本大震災を契機として、地域防災や防災教育なども公民館にとっての重要な社会課題となってきた。また、地域と学校の信頼関係づくりや、豊かで潤いのある街づくりなどの地域課題に効果的に対応するため、行政だけでなく、地域関係団体、企業、NPO法人、大学、地域住民など産学公民が連携して取り組むことが求められている。

③ 公民館の運営形態の多様化

公民館は、基本的に、教育委員会の所管の下に設置され、教育委員会が責任を負いながら、公民館における各種の事業の企画運営について調査審議する公民館運営審議会を設置して、地域住民や専門家の意見を反映させるなどして運営されてきた。近年では、民間のノウハウの活用や民間活力の導入、行財政運営の効率化などの観点から、事業委託、指定管理などの運営形態を採用する市町村も見られるところである。

(2) 小金井市の公民館運営の現状と特色ある事業運営

現在の小金井市公民館の本館、分館の運営は、基本的に市の直営によって運営されており、すべての館に正規職員が配置されている他、必要に応じて、再任用職員、非常勤嘱託職員が配置されている。正規職員の配置、職員の常駐によって、市民参画を進めながら責任ある事業運営が可能となっているとともに、社会教育機関としての公民館の運営に熟知した職員の継続的な確保も可能となっている。しかし、その一方で、行政運営の一環として公民館が運営されることによって法令上の制約、組織運営の調整の難しさなどの問題があることが指摘されている。

また、小金井市では、昭和28年に公民館がスタートして以来、行政と市民、地域の協働による特色ある公民館事業の運営を行っている。具体的には、次のような特色が見られるところである。

① 公民館としての全体的な統一性を保持しつつ、各館の独自性と伝統を尊重していること。

小金井市では、現在、公民館は、本館、本町分館、貫井南分館、東分館、緑分館の5つの館ごとに事業を実施しており、それぞれ本館、分館ごとに特色ある取組を展開している。小金井市公民館において、公民館全体としての統一性を保ちつつも、それぞれの館ごとの独自性と伝統を尊重するという基本方針の下に運営されてきており、これが、市民ニーズや地域の特性を生かした公民館運営に資するものとして機能してきた。

② 企画実行委員制度により市民、行政による事業の企画運営がなされていること。

昭和28年に公民館条例が制定されて、小金井市の公民館がスタートしているが、その時すでに企画実行委員制度が創設されている。企画実行委員制度は、各館ごとに個人公募と公民館利用者団体推薦の委員6名で構成されている。各館の講座の企画、準備、事業運営について、企画実行委員、応募した市民、職員の三者合同のトロイカ方式で行うという、小金井市独自の仕組みである。地域住民のニーズを反映し、また、地域住民の公民館運営への参画を進めるという点で、優れた実績をあげている。

(3) 小金井市の行財政運営

国及び地方公共団体の財政状況は、全体として厳しい状況にあることが指摘されているが、小金井市も深刻な財政状況にある。

「小金井市施設白書」（平成24年3月）によれば、まちづくり事業による

財政支出の増加、少子高齢化（高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少）による市税収入の減少、公共施設更新（老朽化、建て替え）等の問題を抱えており、現在、市は、危機的な財源不足の状況に立ち至っており、今後も、さらに厳しい財政状況が続くと予測されている。

人件費については、市としても年々抑制する努力をしているが（平成12年度には約100億円であったが、平成22年度には76億円と約24%減少）、すべての公共施設を現状のままで維持・管理していくことは困難となっている。今後、公共施設の運営・管理においても、全体的な見直しを図り、効率的、効果的な行政展開の仕組みを構築していくことが必要となっている。

2 （仮称）貫井北町地域センターに期待される機能

(1) 地域住民の多様な活用拠点として

（仮称）貫井北町地域センターでは、2階部分に公民館部門が設置されることとなっている。2階には、学習室、創作室、窯室、生活室、ITルームの他、北町ホール（多目的ホール）、フリースペースなどが設置される予定となっており、講座、学習会、集会、打ち合わせ、調理、工作、陶芸、演劇、ダンス、ITなど、地域住民の多様な活動の拠点として機能することが期待されている。

(2) 若者の居場所、活動場所として

また、（仮称）貫井北町地域センターの大きな特徴として、若い年代層の利用を想定した施設が設けられていることがあげられる。北町ホールは、演劇、ダンス、軽体操が可能な遮音、振動音を考慮した多目的スタイルで設計されており、若者コーナーには、ロビーとオープンでつながるスタジオ（電気楽器演奏音対応）が設置されるなど、若者の居場所、活動拠点、仲間作りの場として機能することが期待されている。

3 （仮称）貫井北町地域センターの運営等の在り方について

本審議会においては、「市民協働」「公民連携」による新たな公民館運営のあり方について諮問を受けて、公民館のさまざまな運営形態とそれぞれの形態ごとのメリット・デメリットの観点から議論を続けてきた。検討の結果を踏まえ、本審議会は、（仮称）貫井北町地域センターにおいては、次のような条件を満たすよう、市の責任で適切な運営形態を採用すべきであることを提言する。

(1) センター運営における専門性が確保されること（専門的職員の配置など）

（仮称）貫井北町地域センターにおいては、社会教育施設としての公民館の機能を担うことから、センター運営においても、社会教育活動の自主的、自発的性格に配慮した支援を行うとともに、社会教育関係者や学校、家庭、ボランティア団体等と連携して学習者の視点から学習環境を形成するためのコーディネートを行い、また、社会教育をとおして豊かな人間関係や潤いのある地域社会を形成する具体的な活動を触発していく役割などを果たすことが求められる。そのために、センターの運営主体には社会教育活動に対して専門技術的な助言と指導を行う能力が担保されている必要がある。

- (2) 市民協働、公民連携の理念を踏まえた運営がなされること（意思決定への市民、行政の参加など）

さまざまな地域課題や住民のニーズに対応し、市民にとって本当に活用しやすいセンター運営を行うためには、行政だけでなく、事業者、NPO、ボランティア団体、大学、一般市民などが力を合わせて、協働していくことが必要である。市民が運営上の意思決定に参画することで、地域や住民のニーズをいち早く施策や事業に反映し、きめ細かいサービスが提供でき、目的を共有することで協力して地域課題を解決することができる。また、市民を対等なパートナーと位置づけることで、行政の側のこれまでの運営手法の見直しが図られ、市民側においても当事者としての意識改革が図られると考えられる。その一方で、社会教育には、人権教育など自治体固有の責任で行われるべき内容もあり、また、個人情報管理、守秘義務、議会権限事項との調整など行政の一定の関与が確保されなければならない内容もあることから、（仮称）貫井北町地域センターの運営上の意思決定には、市民、行政の参画のプロセスが具体的に確保される必要がある。

- (3) 市民サービスの維持向上を図ること（平日・土日の開館時間、手続の簡素化など）

（仮称）貫井北町地域センターの設置によって、地域における社会教育に関する市民サービスが向上することが期待されている。いかなる運営形態を採用するとしても、活動実績の高い土日や休日には開館され、開館時間についても住民ニーズを踏まえて設定される必要がある。また、若者コーナーが設置されることから、中学生、高校生が放課後に利用しやすいように配慮する必要がある。また、施設の利用手続を簡略化したり、教育情報に利用者がアクセスしやすい環境を整備したりするなど、市民サービスの維持向上を図ることが必要である。

- (4) 小金井市の公民館事業の成果が継承されること（企画実行委員制度など）

小金井市の公民館運営においては、公民館全体の統一性を維持しながらも各館の独自性や伝統を尊重して運営されており、また、企画実行委員制度により、各館の講座の企画、準備、事業運営については、地域住民のニーズの反映、地域住民の公民館運営への参画という点で大きな成果を上げてきたところである。

これらの小金井市の公民館運営の優れた伝統を踏まえ、（仮称）貫井北町地域センターの運営においても、これらの成果が適切に継承されるよう配慮されなければならない。

- (5) 十分な運営能力を持った主体が長期的に確保されること（人材育成、研修など）

運営主体が、公募方式により競争原理のみを重視して決定される場合には、必ずしも適切な社会教育施設の運営能力をもった主体が確保されるとは限らないこと、長期的に運営能力を備えた運営主体が継続的、安定的に確保されな

い懸念があること、競争原理の下で受託団体職員の雇用条件が低下した場合には生涯学習の質の低下という本質的な問題に影響を与えることが懸念される場所である。

そのため、非直営型の運営形態を採用する場合には、行政の責任として、受託者側に一定の専門性を備えた人材を確保する条件を設定したり、また、職員の研修の在り方など十分な質を備えた受託団体を確保する方策を検討する必要がある。たとえば、一例として、十分な運営能力を持った受託団体を、地域において長期的に確保するためには、行政と市民が連携してNPO法人を育成するなどの方策も考えられる場所である。

なお、非直営型とする場合にも、自治体の中に社会教育の専門性を有する職員を確保しておくことは、行政の側に社会教育の企画運営能力を確保し、責任をもって社会教育を推進する上で不可欠であることから、計画的に、次の世代を担う専門職員を採用、養成していくことが求められる。

4 若者コーナーの在り方について

(1) 若者コーナーを核とした多様な公民館活用を図ること

従来から、公民館は、子どもや青少年を対象にした講座の企画などを通じて、広く市民の利用に供してきたが、実態として、高齢の利用者の割合が多く、若者の利用は一部に限られていた。

(仮称)貫井北町地域センターにおいては、特に、若者コーナーを設けて、中学生、高校生、青少年のために、ロビーとオープンでつながるスタジオを設けるなどしている。若者コーナーの設置により、音楽活動やダンスなど仲間同士で自主的な活動を行いたいという若者のニーズに対応した活動の場を提供するとともに、若者コーナーの設置を契機として、公民館が広く若者の仲間作りの場、多様な社会活動の場、学習の場、世代を超えた交流の場、ボランティアなどの奉仕活動の場、不登校に悩む子どもの居場所などとして活用されるなど多様な若者のニーズに対応することが望まれる。

(2) 皆が気軽に活用できる居場所となれるルールづくりを行うこと

施設利用においては、中学生、高校生や若者の自主的な活動の場となることから、往々にして周囲に迷惑となる行動や自分たちのグループの都合のみを優先する行動なども予想される場所である。だれでもが気軽に利用できる居場所として、しっかりとしたルールの下に利用させる必要がある。施設利用の在り方の検討、ルール作りに際しては、施設利用者である若者の意向を反映させ、また、自ら当事者としてルールの在り方について考えさせるなどの工夫が求められる。

(3) 学校等の関係機関と連携した指導を行うこと

中学生、高校生による(仮称)貫井北町地域センターの活用は、社会教育として行われるものであり、学校教育の一環として行われる活動と異なり、児童生徒の自主性を尊重することが求められ、それが学校外において自己実現を図り、居場所を得ることにもつながるものである。しかし、その一方で、施設利用に際して、喫煙やいじめなど生徒指導上の問題が発生することもあり、その

際には、施設管理者等が、責任を持って対応するとともに、適切に学校、警察等と連携できる体制を確立することが必要である。

5 まとめ ～答申の趣旨を生かした公民館運営を～

小金井市第4次基本構想では、「協働のまちづくり」として、「市民の多様な活動を支援する（仮称）市民協働支援センターについて、市民参加で検討し、整備します。」「地域住民の活動拠点の拡大を図るため、市民ニーズに沿った（仮称）貫井北町地域センターを整備します。」と宣言し、また、平成24年3月には「小金井市における市民協働及び（仮称）小金井市民協働支援センターのあり方等について」（小金井市市民協働のあり方等検討委員会）が答申されている。このように市民協働の理念を生かした行政運営が本市の行政運営の基本的なあり方であることから、（仮称）貫井北町地域センターの運営のあり方について、そのような趣旨を踏まえて審議を行った。その審議経過においては、さまざま運営形態について具体的なメリット、デメリットを確認し、さらに、本市の置かれた財政状況、事業委託や指定管理の場合に、十分な運営能力をもった事業主体が確保できるのかといった現実が生じうる課題等についても検討を行った。

本答申をまとめるに際しては、本審議会が望ましいと考える具体的な運営形態を特定して提言することも考えられたが、現実にはさまざまな運営上の工夫を組み合わせて実施することが可能であり、また、審議会の答申内容は施設運営形態だけでなく、今後の公民館運営全般に適用されるべき内容であることから、本審議会としては、市民協働の考え方を踏まえて望ましい施設運営が行われるための条件を示す形で、そのあり方を示すことにした。このことは、市当局が責任をもって、答申の趣旨を最大限に生かすことのできる運営形態を採用することを求めるものであり、また、同時に、答申が示した望ましい施設運営のあり方は、今後の公民館運営においても重視されるべきことを意味している。

市当局においては、厳しい財政状況の中ではあるが、本答申の提言を踏まえ、（仮称）貫井北町地域センターが市民の充実した生涯学習の拠点となるよう、最大限努力することを期待するものである。